

令和6年度 第2回小田原市成年後見制度利用促進審議会 会議録

日 時：令和7年3月28日（月）14：00～16：12

場 所：小田原市役所7階 大会議室

日 程

1 開 会

2 議 事

(1) 報告事項

ア 成年後見人等への送付先一括変更の受付について

イ 報酬費用の保佐人及び補助人への直接支払いについて

ウ 成年後見制度の普及啓発のためのモニター広告への掲載について

エ おだわら成年後見支援センターTOMONI（ともに）の運営状況等について

(2) その他

3 次回会議の日程等について

4 閉 会

発言者	内 容
福祉政策課副 課長（渡辺）	皆様、こんにちは。福祉政策課の渡辺と申します。よろしくお願いいたします。 定刻となりましたので、只今から、令和6年度第2回小田原市成年後見制度利用促進審議会を開会いたします。 開会にあたりまして、福祉健康部長から一言、御挨拶申し上げます。
福祉健康部長 （鈴木）	皆さん、こんにちは。小田原市の福祉健康部長の鈴木と申します。 本日は、年度末の大変お忙しい中、成年後見制度利用促進審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から本市の福祉行政の推進、地域福祉の向上に格別の御理解と御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日は今年度第2回目の会議となりますが、本日の会議では、以前、委員の皆様から御意見をいただいております「成年後見人等への送付先の一括変更」、それから、報酬助成要綱によります「報酬費用の保佐人及び補助人への直接支払い」等、見直しの実現ができましたものを審議会の中で報告をさせていただくことになっております。また、「おだわら成年後見支援センターTOMONI（ともに）」の運営状況等につきましても御報告をさせていただきまして、御意見、御審議等をいただく予定でございます。

本日が令和6年度の最後の会議となりますが、委員の皆様には、この審議会ですべての課題や取組を共有しながら、成年後見制度の利用促進につきまして御意見を賜りたいと存じますので、どうぞ本日も最後までよろしくお願いいたします。

福祉政策課副
課長（渡辺）

ありがとうございました。ここで、事務局から本日の会議の出席者等について、御報告をさせていただきます。

本日の会議の出席者は、全員でございます。審議会規則に定める定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。次に、傍聴者ですけれども、現在のところ、傍聴者はございません。

なお、本日の会議につきましても、後日、会議録を作成して公表する必要がありますので、録音させていただいております。あらかじめ御了承ください。

それでは、浅沼会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

会長（議長）

皆様、こんにちは。早速ですが、議事を進めてまいりたいと思います。議事事項の（1）報告事項のア「成年後見人等への送付先一括変更について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

福祉政策課長
（石井）

福祉政策課長の石井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、御説明させていただきます。お手持ちの資料3「成年後

見人等への送付先一括変更の受付について」を御覧ください。

成年後見人等への本市からの郵便物の送付先の変更につきましては、本審議会におきまして、委員の皆様から、後見人に対する郵便物の送付先変更手続きを一括で受け付けできる仕組みができないかとの御意見がございまして、庁内関係各課で調整を図ってまいりました。お時間をいただきましたが、本年４月から１つの窓口に一括で送付先変更手続きをお受けすることといたしましたので御報告させていただきます。

まず、手続きの受付窓口につきましては、市役所２階にございます高齢介護課の地域包括支援係、１６番窓口になりますが、そちらが窓口となります。対象となる通知書類につきましては、資料にお示ししております、国民健康保険や介護保険など１１分野の通知書等になります。

手続方法につきましては、窓口へ資料３の２枚目に添付してございますけれども、送付先一括変更届と登記事項証明書等の必要書類を添付の上、御提出いただきます。手続方法の変更につきましては、市のホームページ等や本市を管轄とする士業団体の方々を通じて周知を図ってまいります。

説明は、以上でございます。

会長（議長）

ありがとうございました。只今の説明に何か御質問等がありましたら、挙手をお願いいたします。山崎委員お願いします。

山崎委員

確か、この要望を出したのは、私だったと思うのですが、実現できてありがとうございました。それで、添付資料というのは、もうどこかに掲載等はされているのですか。

福祉政策課長
（石井）

４月１日から市のホームページの方に掲載をいたします。届出等につきましてもダウンロードできるようにいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

山崎委員	分かりました。例えば、これを弁護士会の方にも持ち帰って報告したいと思うのですけれども、弁護士会のメーリングリストなんかにこういう資料を載せてしまうのは何かまずいですか。
福祉政策課長 (石井)	市の方で公表しておりますので構わないと思います。
山崎委員	そうすると、公表されている資料なので、とりあえず流しても構わないという理解でよろしいですね。もし流すとしても4月まで一応待った方がいいですか。
福祉政策課係 長(松本)	そうですね。4月1日の施行になりますので、今はまだ待っていたければと思います。
山崎委員	分かりました。ありがとうございます。
会長(議長)	ありがとうございます。他に御質問はありますでしょうか。 この場で出された意見を実務的な運用として反映していただいたということで、誠にありがとうございます。私の方からもお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。 それでは、他に御意見、御質問もないようですので、報告事項の「成年後見人等への送付先一括変更について」を終わります。 続いて、報告事項のイ「報酬費用の保佐人及び補助人への直接支払いについて」を議題としたいと思います。 事務局から説明をお願いいたします。
福祉政策課長 (石井)	それでは、御説明をさせていただきます。成年後見人等の報酬費用の助成要綱によります報酬費用の支払いにつきましては、本審議会で委員の皆様から、他市において被保佐人や被補助人の方から保佐人及び補助人へ報酬費用が払われない事象が発生していることから、本市においては、報酬費用を直接、保佐人や補助人へ支払うことができないかとの御意見をいただいたところでございます。

こちらにつきましては、本市の「小田原市後見開始等の審判請求費用及び成年後見人等の報酬費用の助成に関する要綱」を改正いたしまして、本年4月から報酬費用を直接、保佐人及び補助人に支払うことができるようにしたものでございます。

資料4の「成年後見人等報酬費用助成申請書」を御覧ください。申請書の様式になりますけれども、具体的には、申請書の下部にございます委任欄に被保佐人及び被補助人の方に記名押印をしていただきまして、報酬費用の受領に関する権限を保佐人及び補助人の方へ委任することにより、直接支払うようにしたものでございます。

御説明につきましては、以上でございます。

会長（議長） ありがとうございます。只今の説明に何か御質問等がありましたら、挙手をお願いいたします。

会長（議長） 押田委員お願いします。

押田委員 これは、家庭裁判所で報酬付与が受けられないという方が基本的には前提ということで考えてよろしいでしょうか。

古澤委員 本人が報酬費用を支払えない場合になります。

山崎委員 裁判所は多分本人の資産に関係なく、報酬の申請をするのに一定の規定があって出すのだけれども、結局、それを出したとしても本人の財産がなければもらえないということで、そういう時のために助成制度がある市町村に申請すると、その裁判所が決定した報酬の審判の写しか何かを提出して、その範囲内で助成が決定されるという仕組みです。

押田委員 では、すでに実施されている市町村と考え方は一緒でよろしいのですよね。

山崎委員	報酬助成は多分そうです。
押田委員	そうですね。それと同じものが小田原市でも実際にやられるというふうに考えてよろしいわけですね。
山崎委員	確か、この仕組みが去年の４月ぐらいにできた。今年の４月でしたか。
古澤委員	そうです。今年度の４月です。
山崎委員	今年度の４月からスタートした話ですね。
高 齡 介 護 課 (内田)	報酬助成自体はそもそもやらせていただいていた、市長申立て以外の方の報酬助成を今年度の４月からやらせていただいています。今回お示しをさせていただいたのが、今までは被後見人、被保佐人、被補助人さんに対して、報酬助成の振込みを口座の方にさせていただいて、後見人の口座へ振込みができなかったところに、振込みができるようにするというような形のものになります。
押田委員	分かりました。ありがとうございます。
境委員	もう１つ質問よろしいですか。
会長（議長）	境委員お願いします。
境委員	ありがとうございます。確か、これも私がお願いした件だと思うのですけれども、その時の話で、先ほど条例の方を変えられるというお話でしたか。
福祉政策課長 (石井)	要綱です。

境委員	要綱で変えるのですか。では、法律的にできないということではなかったのですね。今までは、それをやっている市町村があったり、やってない市町村があつて、なんでこんなにバラバラなのだろうと思っていたのですけれども、これは市町村単独で決められるものだったのでしょうか。
福祉政策課長 (石井)	この制度自体が、そもそも経済的な理由で報酬費用を払えない方に対して、助成をするという制度だったのですね。実際の対象者の方、被補助人、被保佐人の方々に対して支給するものだったのです。ただ、実際にその方々に助成費用が振り込まれたときに、それを御自身がもらえたものだと思って、保佐人の方や補助人の方にお支払いを拒まれるような利用者の方もいらっしゃる中で、こういった御意見を境委員からもいただき、今回、見直しをさせていただいたということで、そもそもの支給対象者というのは変わらないです。変わらないのですけれども、その方から委任をしていただくことで、直接、保佐人の方、補助人の方に助成ができるような形にしたというものでございます。
境委員	そこまでは私も理解しているのですが、前の時に、これ法律上、保佐人と補助人には渡せないことになっているとかという話があったと思うのですけれども。
福祉政策課長 (石井)	そのところですね、もしかしたら私どもの説明がちょっと至らなかった部分だとは思いますが、法律上はいけないということではございませんので、受け取ることがしっかり委任されていれば、こちらでお支払いすることはできることでございます。
境委員	ところどころの町で、それは法律上できないのだっていう町があつて、どれが本当なのだろうと。私の勉強不足もあるのですけど。
福祉政策課長	制度の目的が元々被保佐人、被補助人の方々にお支払いをするもの

(石井)	で、経済的に困窮されている方に対して、制度が確立されているものなので、直接、支払う先を要綱を変えて、直接、保佐人、補助人の方にお支払いするという形にはなってないのです。あくまでも、受け取る方から委任をされて初めて、保佐人、補助人の方々にお支払いできるという仕組みなので、ここは制度の性質上、変えてないということでございます。
境委員	分かりました。では、出せない町って、それは要綱を変えればできますよということですね。ありがとうございます。
会長（議長）	どうもありがとうございます。質疑がとんとんと進んで、疑問が解消されているのかなと思いますけれども、他に御質問、山崎委員お願いします。
山崎委員	資料4を見ますと、保佐人、補助人のケースの場合に委任形式で、保佐人、補助人の口座に入れてくださいという仕組みだと理解しているのですが、先ほど御説明で、後見人の口座にも直接振り込むようなことができるというように説明を受けたのですが、後見人の場合はそうすると、そもそも本人が委任をできない状態なので、後見人の場合はただ単に、この資料4の振込口座を後見人の報酬口座かなんかを書けば、そちらに支払ってもらえるという理解でよろしいでしょうか。
会長（議長）	事務局、お願いします。
高齢介護課係長（鈴木）	すみません。今、言っていた通りで、実際には、被後見人は委任等が難しいので、その場合は委任の欄のところはない形で、申込いただいて結構です。
山崎委員	分かりました。ありがとうございます。実際、後見人の場合はおそらく本人の通帳を後見人が全部管理しているので、あまり後見人を通

	して直接支払ってくれというのはないとは思うのですが、そういうこともできるということで確認しました。ありがとうございました。
会長（議長）	ありがとうございました。私も念のため確認させてください。後見類型の場合は、成年被後見人の口座、若しくは成年後見人の口座、両方どちらも支給する可能性が許容されているという理解でよろしいですか。
高齢介護課係長（鈴木）	そうですね、どちらでも構わないです。
会長（議長）	分かりました。ありがとうございます。他に御質問はありますでしょうか。はい。ちょっと今の件、整理が必要なように事務局の方でもお見受けしましたので、改めて御説明をお願いします。
福祉政策課副課長（渡辺）	後見人の場合ですけれども、基本的に後見人が付いている場合は、被後見人誰々、後見人誰々みたいな口座を開設されている場合が多いのかと思うのですが、そちらの口座を書きいただければ、そこに振り込むという形です。ですから、その後見人御自身の口座、御自分の今使っている預貯金の口座とかの方は想定はしておりません。あくまで、その後見活動に使っている口座、そちら方に振り込むことになります。
古澤委員	ということは、後見人の口座には直接振り込まれない。振り込むことはできない。それは、今まで通りですね。
福祉政策課副課長（渡辺）	そうです。
山崎委員	まさにそこだったのですが、要綱が資料として出ていないので、結局、後見人のいわゆる個人口座に振り込むことができないというのは、その要綱上そうなっているかどうかの確認なのですが

も、要綱上できると読めるのであれば、多分それを拒否するというのは難しいのではないかと思います。

福祉政策課副
課長（渡辺）

基本的にその助成自体が、助成対象は被後見人、被補助人、被保佐人の方に助成をするという形になっている中で、これは市の会計の部分のところで、基本的にはその御本人の口座に振り込むのが原則です。それで、それ以外のところに振り込む場合には委任行為が必要になってきて、その委任状を付けていただいて、それで振り込みさせていただくことになります。ただ、後見人の場合ですと、その委任行為ができませんので、後見人さんに関する口座名、被後見人さんの口座を作っていると思うのですけれども、そちらの方ということで、あくまでも助成対象は被後見人でありますので、後見人の個人的な口座の方には振り込むことは会計上できないということです。

山崎委員

多分、それが後見人であれば、後見人の個人口座に振り込んでくださいという依頼を本人に代わって後見人の権限としてできるはずなのです。本人から個別の委任がなくとも、包括的な代理権があるから、その本人に対する助成請求は個人口座に払ってくださいって、本人に代わってそういうことを法律上はできる理解なので、だから要綱として、それができないよって書いていない限りは、多分法的にはできるって話になると思うのですね。まあ、実際問題として、先ほども言ったように、多くの場合、多くの人が絶対に本人の口座は持っているから、後見人が管理しているから、基本的には本人の口座に入れて、そこから決定が出たらもらうというのが普通だと思うのですけれども、それが面倒くさいと思った人が直接自分の口座に指定するということは多分できる、やろうと思う人はいると思うのですよね。なので、それはできないよっていうことをどこかに書いておかないと、多分、そういうふうに誤解して自分の口座を書いてしまう人がいると思うので、要綱でそれができないよって書いてあったり、ホームページ上、それができないよって書いてあれば、多分それを敢えてやる人はいないと思いますという趣旨です。

会長（議長）	ありがとうございました。今の論点を把握した上で、要綱の整理が必要かどうか、ちょっと念のため御検討をいただけるとよろしいかと思ひます。
福祉政策課長 （石井）	今、山崎委員の方からお話ございました件も含めて、我々が考えている仕組みというところをしっかりと御理解いただけるような要綱にしたいと思ひますので、ちょっとまたお時間をいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。
会長（議長）	ありがとうございました。専門職といわれる人の後見人の場合、その個人の財産と御本人の財産を区別して管理しないといけないという観点から、自分の口座に入れるということがいいのかどうかという議論が当然あるかと思ひますけれども、もし、そういう届出が市役所に出てくるという可能性があるかと思ひますし、1つの議論の余地があるのかもしれないので、御検討いただければと思ひます。 他に御質問はいかがでしょうか。
中井委員	すみません。単純な質問なのですが、この申請書を出すのは後見人の方が出すのですよね。成年後見人の方が出すと思うのですが、変にとれば詐欺というか、振込先に全然違う人が、その人の振込先を書いて出した場合とか、ないとはいえないので、そういう振込先のチェックというのは、これは届出を出して、すぐ完了ということになるのか、何か振込先に関してチェック機能が付いているのか、そこをちょっと知りたいです。
会長（議長）	ありがとうございます。手続き上、何か虚偽の申請だとか、振込口座、宛先も含めて、何かそういう間違いがあったりしないような仕組みになっているかどうか、少し事務手続きの側面から御説明いただくことはできますでしょうか。
高齢介護課	チェック機能といえるかどうかというところはあるのですが

(内田)

も、御申請をいただく際に、必ず家庭裁判所からの報酬付与の決定の審判書を付けていただく形になります。そちらの方に、被後見人のお名前であったりだとか、後見人の名前であったりとか、法人名というものが書かれておりますので、基本的にはそこに合致するようなところにお振込みというような形で、チェックは、行わせていただいているような状況になっています。以上です。

会長（議長）

ありがとうございました。御質問いただきましたが、疑問は解消されましたでしょうか。手続きを実際にやってみないと、見てみないと、というのものもあるかもしれませんが、一応、そういう仕組みになっているということでした。

山崎委員、お願いします。

山崎委員

すみません。今、ちょっと思いついてしまったのですが、これ4月1日から運用するっていうのは、全然いいことだと思うのですが、後見人の場合は、先ほど言ったように基本的に本人の元に入って、そこから引き出すということで、その裁判所に年一回通帳の写しを出すから、報酬助成が入ったのだなということが裁判所が分かって、それから報酬を取ったんだなっていうのが裁判所が分かるのですが、でも、だた、もしかしたら、ずるいことを考えてしまうと、本人の口座から報酬を受けて、そのままもらった上で、助成もして自分の口座に入れるとなると、報酬を2回取ってしまうということが、理屈上できてしまう可能性があるなと思います。それで、例えば、もし直接保佐人とか補助人に払ったということであれば、その旨をやっぱり家庭裁判所に市から何か一報を入れるというのがいいのかなと思いました。そこまでずるいことを考えるかどうか分からないですけども、あるいは、報酬の助成が出ているということは、本人の財産から取れるものがないというケースが基本的には想定されるので、ケースとしてはレアケースかもしれませんが、おそらく、本人の口座に1回助成金を入れるっていう方が家裁のチェックが入るから、多分、それを今回保佐人、補助人に直接払うっていうのは、その部分

のチェックをとばしてしまう可能性があるので、ちょっとそこは矛盾として御検討いただいた方がいいのかなと思いつきました。

会長（議長）

ありがとうございました。確かに振り返ってみると、表に見えないところで、家庭裁判所の見えないところで、お金が行き来するという事態が確かにできてしまうのかなというように私も思いましたので、この件、ちょっとこの場で何っていう話はできない、まあ関係付けるような話はできないかもしれないですけども、1つ抜け穴のようなことがありうるということを御認識いただければなと思います。

今の件も含めて、皆さんの方から何か他にあれば。事務局お願いいたします。

高齢介護課係
長（鈴木）

御意見ありがとうございました。この制度の助成に当たりましては、家庭裁判所の成年後見担当の方ともお話の方は通させていただいておりますので、また、定期的にこの制度の改正等を説明する場面が出てくると思うので、その辺また、向こうの担当とお話、相談をさせていただければと思います。

会長（議長）

ありがとうございました。是非、よろしくお願いいたします。

他に御質問はありますでしょうか。それでは、他に御意見、御質問もないようですので、報告事項のイ「報酬費用の保佐人及び補助人への直接支払いについて」を終わります。

続いて、報告事項のウ「成年後見制度の普及啓発のためのモニター広告への掲載について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

福祉政策課長
（石井）

それでは、御説明させていただきます。

お手元の資料5「「成年後見制度」の相談窓口のご案内」を御覧ください。

成年後見制度の普及啓発に係る広報につきましては、本審議会で委員の皆様から市役所2階の液晶ビジョンの活用についての御意見をい

ただきました。

こちらにつきましては、庁内で調整いたしまして、本年3月から市役所2階の戸籍住民課前に設置されております液晶モニターへ、1回15秒の成年後見制度についての広告を流しております。

内容につきましては、お手元の資料の映像が液晶モニターに表示されまして、資料下部に記載しております「小田原市では成年後見制度の利用を支援しています。利用についての相談などは、おだわら成年後見支援センターTOMONI までお問い合わせください。」という音声が流れております。広告を流す期間は、3月から8月末までの6か月間となっておりますが、期間については延長も考えているところでございます。

委員の皆様には、よろしければ、お帰りの際など御覧いただければと思います。

説明については、以上でございます。

会長（議長） ありがとうございました。只今の御説明に何か質問等がありましたら、挙手をお願いいたします。

会長（議長） 山崎委員、お願いします。

山崎委員 度々すみません。広告すること自体は大賛成でいいことだと思うのですが、これもう少し何かこう固くないようなイメージにはならないものですかね。というのは、なんかちょっと固いなという感じがして。どうなのですかね、これはもう決定なのですか。

会長（議長） 事務局、お願いいたします。

福祉政策課係長（松本） そうですね、ちょっとこれ文字数に制限がございまして、真ん中の「成年後見制度について知りたい」「申立てに必要なこと」というところが70文字になっておりまして、そのあたりを苦心して文章を作ったのですが、これをもう少しやわらかい形に検討して、また更

	新していきたいと思います。
山崎委員	ちょっとした挿絵とかイラストとかがあるものがありますよね。なんかちょっと、これを見て相談しようとなるかなって、せっかく出すのだからもう少し何かやわらかい感じの広告がいいのではないかと思います。以上です。
会長（議長）	忌憚のない御意見をありがとうございます。
押田委員	ちょっといいですか。この下に音声って書いてあるのですが、こういう音声が流れるのですか。
福祉政策課長（石井）	はい。その音声は、この映像が流れているときに、今、押田委員がおっしゃられた通り、下の音声が流れる形になります。
押田委員	ああ、なるほど。
会長（議長）	押田委員、了解されたということで。
押田委員	ちょっと今、イメージを、これ読んで自分の心の中でしゃべっていたのですが、分かりました。これはガイダンスで流れていくわけですね。なるほど、承知しました。
古澤委員	パソコンで普通に何か入れれば、単純に声が音が流れてくる。
福祉政策課係長（松本）	行政とか、いくつかの項目があるのですが、その中の一環として、これ 15 秒間流れます。1 回 15 秒間の広告です。他の CM もいっぱい流れているものなので、その合間に流れるということです。
押田委員	そうですか。では、他のも流れるけど、ここをやれば、ここが流れるってことなのですね。

福祉政策課係長（松本）	強制的に流したいという操作はできないので、自動的に流れている形になっています。繰り返し繰り返し、1日の中で。
押田委員	分かりました。想像がつきました。ちょっと分からなかったのですが、想像がつきました。
会長（議長）	もう今、流れているってことですよね。
福祉政策課係長（松本）	3月1日から流れております。
押田委員	では、ちゃんと聞いてみますので。
会長（議長）	お帰りの際に、お願いします。御意見を参考にさせていただければな と思います。他にいかがでしょうか。 はい、中山委員お願いいたします。
中山委員	後見制度の普及・啓発、非常に大事なのですけれども、今ここに示されている案内以外に何かありますでしょうか。これだけでは足りないような気がしますので、少しお伺いします。
会長（議長）	モニターを通じた広報という意味で、これに限ったものだけかどうかという御質問になりますね。
福祉政策課係長（松本）	小田原市のホームページ等で成年後見制度の御案内もしておりますし、年に1回、去年の12月に成年後見制度の特集の記事を広報に掲載させていただきました。そういった形で広報の活動をさせていただいております。
福祉政策課長（石井）	補足ですけれども、市としては、今、そういった媒体を使って広報をさせていただいていますけれども、後ほど次の報告事項で、成年後見支援センターTOMONIの活動の中で、こちらの方の中核機関の活動と

中山委員

しても、広報啓発というものを行っておりますので、特に講演会を行ったりだとか、希望があるところに御説明にあがったりとか、そういった媒体を活用し勘案しながら、周知等を行っているところでございます。

会長（議長）

ありがとうございます。後ほどTOMONIの方の運営状況も報告があると思いますので、その内容を聞いて、また考えさせていただこうと思います。ありがとうございます。

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。それでは、他に御意見、御質問もないようですので、報告事項のウ「成年後見制度の普及啓発のためのモニター広告への掲載について」を終わります。

続いて、報告事項のエ「おだわら成年後見支援センターTOMONI（ともに）の運営状況等について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

社会福祉協議会（秋山）

皆様こんにちは。社会福祉協議会の秋山です。皆様方におかれましては、この中核機関の方で、いろいろな立場で御協力、御支援いただいております。どうもありがとうございます。

本日は令和6年度、おおむね1年間が終了しておりますので、運営状況を改めて皆さんに御報告させていただければと思いますので、よろしくお願いします。

資料6を御覧ください。運営目標は御覧の通りでございますけれども、2番の6年度の運営状況等以降の報告です。

まず、1点目、普及啓発関係につきましては、ホームページ、これは前回の審議会で御報告させていただいた通りでございます。このような形でのホームページの運営をさせていただいています。あと、講演会等につきましても、普及啓発の1つの取組として捉えておりまして、年度当初から計画しておりました11月の講演会と相談会、これも例年と同じような形で開催しております。講師は、令和5年度と同じ川端先生をお願いいたしまして、「もっとわかる 成年後見制度」と

いうテーマで、制度をわかりやすく説明させていただくとともに、現在、国の方で進められております、制度の見直しに向けた要綱等にも触れていただきました。同日開催の「相談会」は、5土業の先生方と連携して、ワンストップでの相談対応を目指して行ったものです。今年度につきましては、4件の相談に対して、5土業の先生方に対応していただいたという状況になっています。参加者につきましては、裏面に書いてありますけれども、今年度は71人ということで、うち福祉関係ですとか団体に属さない市民の方が約半数を占めております。もっとも多い属性ということです。それで、この開催に当たっては、昨年度と同様に、コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部小田原西地区との共催事業という位置付けで開催をさせていただきました。

次に2ページをおめくりください。2ページ目のまず最初にありますテーマ別講演会でございます。前回もこの審議会のお示しさせていただいた計画がありましたけれども、実はそれと同様のテーマで、小田原市の方で市民等を対象とした講演会などを開催をいたしましたので、中核機関としては内容を変更して対応したものを本項目の御報告として位置付けさせていただいております。12月9日、これは宝安寺社会事業部さんの主催ですけれども、この要請に対応して、「日常生活自立支援事業と成年後見制度について」の研修を行ったということでございます。そしてもう1つ、3月13日は、これは社協の主催ですけれども、社協のまるごと相談事業とTOMONIの共同で行ったものです。これは事例をいくつか挙げまして、その事例を題材にインタビュー形式で、法テラスの具体的な対応について、法テラス小田原の情報提供専門員から解説をしていただきました。ここの段にありますけれども、多くの福祉関係相談員の皆様に参加してもらうことで、司法と福祉の連携を目指して行ったということになっています。

次の(2)でございます。人材育成関係。これは主に市民後見人の養成等ということでございますけれども、こちらにつきましては、小田原市の地域福祉活動計画、これにも位置付けられた5か年の年次計画に基づいての実施となっております。2期生の4名は、最終確定で

ある実務研修を8月に実施しまして、結果、市民後見人候補者名簿登録者は1期生と合わせて、ほぼほぼ計画通りの9名ということになっております。そういった皆さんに対する資質向上研修については、②の研修ですけれども、11月22日の先ほど報告しました講演会、これも位置付けまして、皆さんに御案内をさせていただきました。9名のうち7名参加をいただいております。そして、このページにあります12月10日は、9名限定で行われたフォローアップ研修でございまして、ここにありますが、「後見人等選任後に裁判所に提出する書類について」、これは実践研修でも行ったのですけれども、その復習ということで、様式も4月以降から新たに変わるという部分も含めての復習を、講師は副会長の古澤先生にお願いしまして行ったものでございます。市民後見人の皆さんは身上保護という関わりが多分メインになってくると思いますので、その身上保護といえば、社会福祉士ということで、社会福祉士の先生でお願いをさせていただいたところでございます。

次に3番になります。相談支援関係なのですけれども、親族後見人等の交流会を最初計画して、なかなか集まらないという課題があったのですけれども、それに対しまして、支援を目的とした定期相談会について、令和6年度の当初の予定ですと、開催について検討するという予定でした。しかしながら、コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部小田原西地区さんの御協力をいただきまして、検討段階だったものが、今年度の12月から開催することができました。これは偶数月、隔月で行っておりますけれども、12月からの開催で12月と2月に行っておりまして、過去2回の実績は御覧の通りです。その定員の6人、6件でございます。2回とも定員同等で合わせて12件の相談をしております。その内容のほとんどが、そこに書いてありますように、制度の仕組みについて知りたいといったようなものがほとんどで、実際、当初のもくろみである親族後見人等からの相談は今のところございません。

次に3ページ目を御覧ください。(4)地域連携ネットワーク関係の①といたしましては、地域連携ネットワーク会議の開催を年2回開

催いたしました。8月22日の分につきましては、1回目の審議会で御報告させていただいていると思います。2回目は3月6日に開催いたしました。メンバー的には1回目に参加いただけなかった警察署と、横浜家庭裁判所の小田原支部後見開始係の方から2名オブザーバー参加ということで、参加をいただきました。3月のときの情報交換なのですが、市民後見人の有効な活動について、皆さんで情報交換しましょう、ということでさせていただきました。テーマ的には3つありまして、特に各5士業の団体の皆さんに対しては、県内の各士業関係団体の啓発ですとか、講演会等の取組状況について、あと2点目としましては専門職後見人等から市民後見人候補生へのリレー事例について、3点目といたしましては、複数市民後見人等の複数後見の方向性について、この3つの視点で情報交換をさせていただきました。そこで出た意見といたしましては、特に専門職後見人等からのリレー事例については、当初専門の方が受任していたものについて、その後、被後見人さん等が抱える課題や問題が解消した後に、市民後見人さんがリレーする方式について、それに関する可能性や課題を各士業の方から、御意見いただきましたけれども、一応、皆さんリレーについてはおおむね可能性はありますよ、ということでした。ただし、課題も伺っておりまして、そこで出た意見としましては、必ず訪れるであろう死後事務に関して、バックアップが必要ではないかというようなことと、あと市民後見人に対して社会の認知度をもう少し高めていく必要がある。そして、今、国で検討しております制度改革の内容がまだ未確定であるという部分も1つ課題としてあります。そこら辺につきましては、制度改革の1つとして検討されていることとして、皆さん御存知のことなのですが、今、後見の適切な時期ですとか、適切な範囲・期間で利用できるよう、この制度そのものを現状の終身ではなくて、有期の更新できる制度として、見直しをしようとする動きが、国ではあります。仮に令和8年度以降そうなった場合に、御本人が抱える課題や問題が解消したら、制度利用も同時に終了となって、制度上での市民後見人のリレーはなくなるといったことも想定されるのではという御意見も出たところでございます。あと、別の件

なのですが、市民後見人の方向性についての皆さんの御意見といたしましては、ふさわしい事案があった場合に市民後見人さんとの複数後見が可能かどうか、また、その方向性などについて御意見を伺ったところなのですけれども、ふさわしい事案があった場合に、可能性はあるのだけれど、やはり、やりにくさも若干想定されますというところではあります。それで、家庭裁判所もオブザーバーとして参加されたていたのですけれども、そういった課題については、様々な機会で認識を共有させていただきながら、検討に向けて協力していくという前向きな御意見を家庭裁判所の方からいただいております。

この3ページの②はネットワーク会議以外の連携なのですけれども、これには再掲も含んでいます。御覧のような感じになっています。特にここで御紹介したいのは、行政書士の先生方といろいろな場面で会議などで会うのですけれども、9月27日に、これは地域包括支援センターの社会福祉士部会主催の活動として行われている多職種交流会というのが毎年あるのですけれども、そちらの方にも参加させていただいております。この参加によって、実は法テラス職員との面識ができて、先ほど御報告しました3月13日の多機関向け職員研修会の開催につながっております。あと、通年に渡って横浜家庭裁判所小田原支部の担当官の方とは、折に触れて様々な情報交換をさせていただいております。

次に4ページをめくってください。③各種相談機関の支援。件数的には5件ということなのですけれども、ここの表に示しているのは、特に時間を設けて相談対応したもののみの記載になっております。内容にも書いてありますけれども、この記載以外にも簡易な問合せとか相談等にも随時相談対応をさせていただいているという状況です。

5ページを御覧ください。中核の機能の1つであります相談支援の状況なのですけれども、相談内容の内容別の件数は、今回の資料では令和5年度1年間と令和6年度2月までの11か月分の比較状況についてでございます。こちらについては、状況1ということで、5ページ下の丸印の状況1・制度以外の相談の増加ということで、コメントさせていただいております。令和6年度につきましては、過去に多くあ

りました制度一般等の相談については減少する反面、制度以外で相続ですとか銀行の手続き、もっと具体的には通帳の再発行、そういったことの相談が割と目立つようになりました。相続に関しては、中核機関としての範疇内で、センター長による助言ですとか、士業団体相談窓口の紹介ということで対応させていただいております。継続相談も表の方に記載しております。今年度は14人が複数回相談された方がいるのですが、その多くが2回目で終了しております、最多でも4回というような形になっています。その相談終了後に、実際にその方が制度の利用に至ったかどうかの追跡については、中核としては行っていないけれども、相談の傾聴また、相談に対しての助言や他の窓口照会などといった対応によって、相談者の課題はおおむね解決されているのではないかなというように思っています。

引き続き6ページをおめくりください。(2)といたしましては、相談方法・対象者の属性・相談内容の内訳でございます。これにつきましても、6ページの下の方、丸印の状況2ということでコメントをさせていただきました。特に目立ったのは、来所による相談の増加です。それも割と印象的にあるのは、予約とかではなくていきなり窓口に来る、そういった方も割と多くいらっしゃいます。この表中の相談の方向を見ましても5年度の来所が40件で、6年度が66件となっております。来所といいましても令和6年度は定期相談会などの開始でイベント的な取組も増えたのですけれども、それらの件数を差し引いた通常の来所による相談件数をみても、昨年度33件だった件数に対して今年度は50件となっております。

状況3といたしまして、利用検討・申立て支援等は昨年度と同様で、今年度は「その他」の相談内容についてなののですが、それでも、「その他」の相談内容が増加しております。その前にお話しした相談内容別の内訳で「その他」が増えたことを反映してのことなのなのですが、具体的な内容を申し上げますと「相続」「売却手続」「銀行登録印の確認」「通帳の再発行」「市社協へ対する保証人の依頼」、何か変わったところとしては、「医療訴訟」、こういったものも中核の方に寄せられてきているというようなことがあります。あと、相談内容の中に

「不安・不満」というのが、結構、今年度はあったのですけれども、主だったものについて、ここに書きましたけれど、「弁護士の先生が後見人に選任された後の不動産売却についてどうなのか」「後見人さん等との連絡が不通になっている」「後見人等に対する不信感を感じている」あとは、「病院とか施設に対する対応の不満」、そして「施設利用する際の保証人不在について不満がある」、そして「自宅の処分」といったような不満が挙げられております。

それで、中核といたしましては、あくまで成年後見制度に関しての相談対応ということなので、そういうものに対して傾聴はいたしております。そこで、助言をできる部分はさせていただいております。あと解決までは当然至らないので、関係機関の窓口の紹介といった方法で対応しております。一応、そこまでの説明で納得されてお帰りになるという方が多くございます。なお、件数の合計が合わないのは、ここに書きました1件の相談内容・対応等が複数になる場合とか、相談者が1人でも複数人分の相談案件があるため、1番の最初の相談内容別の件数と各項目の合計は一致しておりません。

次に7ページから9ページに関してなのですが、この相談者の属性とそれに対する対応方法なのですが、これについてのコメントは8ページの状況4というところに書きました。相変わらず親族後見人等からの相談は少なく、実際に表を見ても親族後見人等から相談を受けたのが今年度は2件、これ1人の方が2回来ていますから、実際には1人です。あと、8ページに、前回お示しした資料が直近のデータだったので、今回も同じものを御用意しましたけれども、県社協からの情報提供で「成年後見人等と本人との関係別件数」が小田原市においては、親族の方がなるというのが多い状況になっていますけれども、それに対して中核等への相談は親族後見人とかはあまり来ていない。これに対して、家庭裁判所にチラシを置いたりですとか、そういった働きかけを行っているのですけれども、このような状況が続いています。ですので、定期相談会の開催も必要になっていますけれども、まだ親族後見人さん等の具体的な把握については、まだつながっていないという状況です。以上が相談対応についての6年度

の状況になっています。

9 ページ目ですけれども、大きな4として、令和7年度の事業方針になります。普及啓発関係については、令和6年度と同様の取組を予定しております。人材育成につきまして、市民後見人の養成関係といたしましては、第3期生の養成が開始、1年間お休みしていたのですけれども、再スタートします。(3)といたしましては、地域連携ネットワーク関係も今年度と同様の取組をしていこうと考えております。相談支援関係も同様です。定期相談会も来年度1年間はコスモスさんと開催日も決めておりまして、隔月の偶数月のおおむね第1水曜日。これらについては、周知ということでは、役所の関係窓口、あと地域包括支援センターの方に周知させていただく。家庭裁判所にも依頼したのですけれども、コスモス成年後見サポートセンターさんと協力してやっているということが大きく出ているということで、家裁として1つの団体が大きく出ているので、家裁での宣伝はなしということになりました。あと、令和6年度の事業方針の中で、申立て手続きへの相談対応ということで、「ハンドブックの作成を検討」としていたのですけれども、やはり、国の方で進められている大きく変わる制度、この動向を見込んで、改正以降の作成に変更しようかなというように思っております。先ほども1つ取り上げた、終身から有期に変わる、そういったことが今検討されておりますので、そういったものを反映したハンドブックができたらなと、今の段階では思っています。(5)の各種相談機関への支援関係も同様です。(6)の親族後見人等への支援関係といたしましては、講演会ですとか定期相談会の開催、広報紙・チラシ・ホームページによる周知及び家庭裁判所への案内などをして、そういった皆様方への支援を目指していくという姿勢は相変わらず変わりません。

10 ページの方にいきたいと思います。ここで特に打ち出しているのは、市民後見人の養成事業についてです。改めまして、市民後見人候補者名簿に登録されるまでの流れというのをここに示してあります。令和7年度の予定といたしましては、令和7年度の前半と後半の2回で、これは県社協が主催で横浜でやるのですけれども、小田原市の場合

合は後半の基礎研修を計画しております。これが令和8年の1月から3月に渡って基礎研修（Ⅰ）及び基礎研修（Ⅱ）が行われます。基礎研修（Ⅰ）はオンデマンド配信で、受講される方がそれぞれ動画で研修するのですが、基礎研修（Ⅱ）は集合研修です。同時期開催の大和市と一緒に県社協で集合研修を受けることになったので、それが8月27日の予定です。実はこの時に、基礎研修が終わった後、この括弧で8年度実施予定ということで、6月から8月、小田原市の主催で実践研修を行う予定なのですが、この基礎研修（Ⅱ）のときに、実践研修のカリキュラムを配布してくださいというように言われております。この審議会の委員の皆様にも過去に実践研修に協力していただいている先生方が多くいらっしゃいます。改めて令和7年度中に実践研修の開催に向けた講師の依頼とか調整をさせていただく予定でおりますので、その際はよろしくお願ひしたいと思います。

そして、10 ページ目、あとは、（3）養成事業の実績として示しております。

最後 11 ページ目ですが、これは参考資料として書かせていただきました。これは、中核機関としての事業ではないのですが、小田原市社協の権利擁護部門としての取組を情報提供として載せたものです。「市民後見人候補者名簿登録者の活動状況」ということで、日常生活自立支援事業と法人後見事業をそれぞれ行っておりますけれども、神奈川県社協からの受託事業であります日常生活自立支援事業につきましては、実際、住民の皆様には支援員という形で、利用者さんに関わる権利擁護の部分がありますので、名簿登録されている方、働いている方を除いて6名、9名のうち6名が日常生活自立支援事業の生活支援員さんの登録をしております。その6名のうち5名の方が小田原市社会福祉協議会と雇用契約を締結いたしまして、権利擁護に係る支援活動を実施中でございます。だいたい1人の利用者さんにつき、月1、2回の支援活動ということです。

そして、②の法人後見事業といたしましては、これは小田原市としては初めてのケースになるのですが、小田原市社会福祉協議会と9名の中の1名の市民後見人候補者名簿登録者が複数で後見受任を

いたしました。これは市長申立てによる案件で、実際に活動がスタートしております。こういった取組も実はタウンニュースさん等での周知の計画もしたのですけれども、市民後見人第1号ということで、例えば、「人物風土記」などで紹介できたらと思ったのですが、御本人からの強い要望で、他の方の兼ね合いもあって、自分だけ目立つのは、それは困りますということで御辞退されました。そのような動きもある中、今後とも小田原市社会福祉協議会といたしましては、そういった市民後見人さんとの良い関係を構築していきたいというように思っているところでございます。以上で令和6年度のTOMONIの活動状況についての報告を終わります。

会長（議長）

どうもありがとうございました。少しお時間をかけていただきまして、おだわら成年後見支援センターTOMONIの1年間の活動状況について御報告をいただきました。

皆様の方から御質問等がありましたら、挙手をお願いいたします。
はい、近委員お願いします。

近委員

御報告ありがとうございます。7ページのところの（3）相談者の属性・対応方法のところについて質問させてください。

私は障がい福祉の関係から今回出させていただいているのですが、ここの中で、例えばケアマネジャーさんっていうと介護保険の分野の方でケアプランを作成するのが業務の1つになっていると思いますが、障がいの方もプランが必要で、その場合は相談支援専門員という名称で活動させていただいております。また、要は聞きたいのは、障がいの関係の団体であったり、相談員であったりというところの相談者というのは、この中のどこかに含まれるのか、まあ、そもそもちょっと残念ながら御相談がなかったのか、そこが分かる範囲でお答えいただけると参考になります。よろしくお願いいたします。

社会福祉協議会（秋山）

それでは分かる範囲ということで、いるとしたら、「上記以外の相談支援機関・団体等」という区分の中に入っています。事務所に帰っ

て件数を洗い出してみて、もし仮にそういった属性の方、少し目立つようでしたら、ケアマネと同じように、新しく入れようかと思えます。

近委員

ありがとうございます。障がいの相談に携わる者の中にも、やはり親御さんがいなくなってしまった後どうしようですとか、例えば、今現在進行形の相談として、大事な年金とか、お給料を自分の趣味にかなり使ってしまって、生活できなくなっている方とか、昨今は副業詐欺とかで、多額のお金を消費者金融から借りて、業者さんにお金を払ってしまって返せなくて困ったみたいな御相談も結構障がいの分野の中でありまして、それがすぐ後見というのに結び付くわけではおそらくないと思うのですけども、やっぱり障がいの分野でも、御自身でできることとか、活動する範囲が広いので、被害にあってしまうようなリスクもやっぱり高いというところが、現状としてありますので、また、私どもは委託を受けたクローバーというところでも、相談をやらせていただいていますので、今回のこういった会議の報告がてら、より私どもも周知に御協力できればなと思っています。ありがとうございました。

会長（議長）

どうもありがとうございました。今の点ですけれども、さっき普及啓発という話がありましたけれども、普及啓発が進んで、センターの方に相談が挙がってくることを考えますと、どこから相談が来てるかなといったところを数値として、目に表れる形で出しておくというのは大事なことなのかなと思ったりします。その点、障がい分野の相談支援にあたられている方の代表の方、近さんの方で御意見いただきましたけれども、その辺ちょっと項目として、やっぱり、別立てにさせていただいた方がいいような気がしましたので、御考慮いただければと思います。

それと、付け加えて私の方から御質問というか意見になるかもしれませんが。普及啓発を考えたときに、やはり判断能力が低下されてしまわれている方を支援しようという成年後見制度が、そういう趣旨の仕

組みですので、なかなか自分から相談に行こうとか、私困っています
っていうことができない方々を対象にしているといった点では、周りの
支援者の方々に、普及啓発を図るということも重要なとも思ってい
ます。その点、民生委員さんとか、ケアマネジャーさんとかに制度
のことをよく御理解いただけるといいのかなと思っている中で、そこ
の7ページの相談件数に関するところ、包括支援センターですとか、
ケアマネジャーさんですとか、そういったところが、2年の比較なの
で何ともいえないのですけれども、件数がちょっと増えたというより
は減ったような統計が見て取れるのかなと思っています。この辺、実
情どうなのか分かりませんが、普及啓発といった点で、少しポ
イントを絞って、対象を絞った形でしていただいてもいいのかなと思
ったりもしましたので、御検討いただければと思います。

順番が変わって申し訳ないのですが、地域包括支援センターの伊
藤さんいかがですか。

伊藤委員

そうですね。9月にうちで交流会をやっているので、私、直接士業
の先生に頼むことが増えて来ているのが実情としてはあるので、包括
もそうなのですが、ケアマネジャーの方はやっぱり介護保険認定の
ちょっと重い方を担当しているので、そういったところ、今、周知と
いうのはすごくいいのかなとは思いますが。以上です。

会長（議長）

支援センターに関わらず、いろんなチャンネルがあって、包括の職
員さんとか、適切と思われるところに個々に相談に行かれているよう
な実情があるという御理解でよろしいでしょうか。

伊藤委員

はい。

会長（議長）

すみません。個人的な意見をお話させていただきました。
他に御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

会長（議長）

中山委員、お願いいたします。

中山委員	5 ページの相談内容の件数、そこに関係するのですが、申立ての進め方、それから、具体的な事例を伴う相談というのが79件、令和6年度ありましたけれども、この中から実際に申立てに至ったケースというのはどのくらいあったのでしょうか。あるいは把握しておられれば、それを教えていただきたいと思います。それが1点です。
会長（議長）	では、まず1つ目ということで、御回答を事務局の方からお願いします。
社会福祉協議会（秋山）	先ほどの説明の中でもちょっと触れさせていただいていますけれど、追跡調査は行っておりませんので、実際、その後の相談が多くても最大4回で終わっているということで、何らかの結論が相談者自身で出しているかなというふうに思います。
中山委員	ありがとうございます。それで、支援なのですけども、その申立ての支援に関してですが、どの程度までの支援をされているのか。教えていただきたいと思います。
社会福祉協議会（秋山）	実際に申立書を中核が手取り足取りということはできないので、分からないところをポイントで助言をしたりですとか、あと、本当に自分一人では全くできませんよ、というような方については、団体窓口、弁護士会ですとか、司法書士、そういった相談の窓口を御紹介をしております。それほど令和5年度は件数は多くないのですけども、中核として、ここの部分はこうやって書いた方がいいのではないのかみたいな具体的な助言まではなかなかしづらいのですけども、過去数回に渡って、ここまで書いたのですけどもどうですかというようなやり取りをしたことはあります。それまでです。
中山委員	ありがとうございます。その申立てに関しては、司法書士さんとか弁護士さんをお願いをするという形が多いのかもしれませんが、そうすると、かなりのお金がかかると思います。司法書士さんに

社会福祉協議
会（秋山）

お願いすれば 10 万、弁護士さんですと 20 万以上、この辺が成年後見制度の普及に少しネックになっているのであれば、申立てのお手伝いをもうちよつと踏み込んでやってもいいのかなというように私は感じています。いかがでしょう。

会長（議長）

そこら辺については、各士業の先生方とお話をさせていただいて、それほど中核として、そういった先生方の普段行っている仕事の部分まで入り込むのはどうなのか、というような議論をされておりますので、一般的に簡単に助言できる部分、ただ、本当にゼロから何も分からないというような人に対しては、そういう団体の紹介をしております。

古澤委員お願いします。

古澤委員

私は、社会福祉士で、弁護士さんでも司法書士さんでもないのですがけれども、基本的に申立ての書類を作るというのは、その士業さんがお金を受け取って受けるというのが基本です。戸籍謄本を取り寄せるとか、その場合だと弁護士さんや司法書士さんだとスムーズにできるので、管轄的に。だから、それをもし、今おっしゃったように、中核機関がやるとなると、それはちょっと問題になると思います。

中山委員

法律上できないというわけではないですよ。申立書を書いてはいけない、作成してはいけないということではないと思うのですが。

古澤委員

それは、違いますね。基本的には書いては駄目だと思います。

山崎委員

多分、お金もらってやってはいけないという話だと思いますね。ボランティアでやる分には問題ないと思いますね。

古澤委員

そうすると、司法書士さんと弁護士さんの仕事を取ってしまうではないですか。

押田委員

独占業務的な形で我々は捉えています。

山崎委員

意見としてお話しすると、私個人としては、結局、後見制度というのは、基本的には他の申立てとかとちょっと違って、どちらかという行政の領域の部分が実はあると思っているのですよね。要は市民サービスになじむ問題だと思っている、それをその相続放棄とか、いろいろ家庭裁判所でやる手続きはあるのだけれども、そういうものと違って、あくまでも自分で生活できない人をどうにかしようとする社会の仕組みとして成年後見制度があるから、だから、どちらかという、市町村として、その人たちにどう生活をしてもらうかというのになじむ制度だと思っているので、どちらかという、中山さんがおっしゃるように、行政の方でもっとやってもいいのではないかとすることは、私は個人的には思っています。ただ、弁護士会全体の意見ではもちろんないです。あとは、これは現実的な話で、中山さんがその申立てとかされたかどうか、ちょっと分からないのだけれども、実際、やっぱり申立てって一般の人がやると大変っていうのも同じように、士業の人でもそれに時間がかかる作業なので、それはやっぱりただでやるというのはなかなか士業の人は難しいですよ。

それで、多分中核機関としてそれをやるって話であるとする、それを制度設計としてやるっていうことに舵を切るのは別に構わないというか、いいとは思いますが、そのためには、今の中核機関ではマンパワーが圧倒的に足りないと思うのですよ。要はマンパワーというのは予算です。だから、予算がきちんとそういう部分で中核さんにお金が出る仕組みが、市なのか国なのか県なのか分かりませんが、できれば多分そういう行政サービスを拡充していこうみたいな話に行くとは思いますが、今の現実の予算の枠組みのマンパワーの中でどこまで支援できるかというと、多分、なかなか厳しいのではないかなというのが、私の印象です。

会長（議長）

すみません1点、山崎委員の方がちょっと話しぶりところまで、

非常に切り込んだ話をしてくださいました。とはいえ、報告の中でも疑問を解消しないと進んでいけないといけない話、進まない話なのかなと思うところでありまして、ちょっとどこかで、腹を割ってお話をした方がいいところがあるかもしれませんので、その点でこの後も少し話を進めていただければと思います。

中山委員

もうちょっとお話をさせていただきたいのですが、せっかく相談に来たのに、他の窓口を紹介されて終わりというのでは、成年後見制度の普及にはあまり至らないのではないかなという気がするのですね。もっと、懇切丁寧に一緒に作るまではいかないまでも、やってあげた方が普及としてはいいのではないかと。とにかくお金がかかるわけですね、専門職に頼むと。その辺が非常にネックになっているのであれば、それから、後見制度を必要としている人たちはお金持ちばかりではなくて、お金がない人もたくさん来ると思うのですが、そういう方たちにあえて敷居を高くしてしまう必要はないのではないかなというように思うわけです。ですから、もうちょっと、行政でお金がない、それは予算の問題がいろいろあるかもしれませんが、市民後見人が養成されて、今9人いるわけですから、そういう人たちをもうちょっと活用できないものかなというようにも考えています。以上です。

会長（議長）

事務局、お願いします。

社会福祉協議会（秋山）

うちで解決できないことに対して、単純にうちでできないから、ではここへ行ってくださいなんていうことは当然しておりません。30分、多くかけて1時間、傾聴します。話を聞きます。それに対して、こういう方法を考えるのに一緒に考えます。要はその人がもやもやしながら来たことをうちで話してもらって、もやもやが解決したうえで、窓口を紹介する。報告の仕方が足りなかったかもしれませんが、そういう対応をしておりますので、不満にはつながっていないと思います。あと1つ、経済的な問題なのですけれども、いろいろお話

を聞いてみて、これはちょっと経済的に厳しい、あるいは、書ける人が身近にいないとか、市内にいないとか、そういったような場合には、当然のことながら、市長申立てという方法も御提案させていただいております。以上です。

山崎委員

今の申立て費用の話に若干付け加えさせてください。

申立て費用の弁護士費用とか、司法書士さんのお金の話なのですが、経済資力が低い人のために、さっき考えついたのですけれども、法テラスという制度がございまして、要は弁護士費用とか司法書士の費用を完全にくれるわけではないのですが、立て替え払いをしてくれるという制度があるのですよ。ですから、資力が一定基準を満たさない人の場合に、それでも、その申立て費用を工面して申立てをしなくてはならないようなケースの場合には、おそらく法テラスの方を御紹介されて、多分、そこで弁護士とか司法書士に依頼してということをやっているのではないかと思います。それで、一応、その法テラスというのが、まず契約時に法テラス側が弁護士費用とか司法書士費用の立て替え払いをしてくれて、毎月無理のない範囲で法テラス側に 5,000 円とか 1 万円ずつとかを返していく、そういう仕組みです。例えば、生活保護を受けている人が法テラスを利用して弁護士を立てているケースがよくあるのですね。そういう場合には、基本的には法テラスが立て替え払いで弁護士費用を払ってくれた後に、本来は法テラスに返さなくてはいけないのですが、事件が終わったときに、まだ生活保護から脱却してないような方であれば、では法テラスに返すのを免除しますよとか、猶予しますよ、みたいな、そういう仕組みが一応ありますので、だから、逆にいうと、そういう法テラス自体の仕組みを知らない方だとかなかなか二の足を踏んでしまうというのは、まさしくその通りなんだけれども、一応、そのお金がないから弁護士に頼めないとか、司法書士に頼めないということには多分、今のところなっていないのではないかなというのが、私の印象です。

古澤委員	そういう社会支援を教えていただくのが、中核機関の仕事ですから、そこをまず御理解していただきたいなと思います。
山崎委員	ちょっと質問というか、多分、イメージとしてなのですけども、中核機関 TOMONI の専従の職員さんとか、人数ってどういうもので回しているのかっていうのを御説明していただいた方が、多分イメージが湧くかと思うのですけれどもどうですかね。
社会福祉協議会（秋山）	専従は、自分を含めて5人で、センター長を入れると6人になります。ただ、センター長は常勤ではないので、その5人で日常生活自立支援事業、また法人後見事業等を行っておりますけれども、完全に分業制というわけにはいきません。自分は総括という立場で、ケースそのものは持たないで、全体の調整をしたりとか、あるいは相談対応をしたりもします。また、別の職員は法人後見の仕事をしてながら、TOMONI に相談対応をメインにしている職員が1人、あと他に、ちょっとしたことだったら、だいたいのは5人とも成年後見制度のだいたいの内容については答えられるといったような体制にはなっています。近くの平塚市のような所だと、完全に部屋が別で人数も充実されているというような所もあるので、小田原の方は権利擁護で、5人です。
山崎委員	要は後見センターという括りではなくて、社会福祉協議会の中で後見センター業務も兼務してやっていると、そういうことですよね。
社会福祉協議会（秋山）	そうです。
境委員	私もその法テラスがありますよっていうのは、話しは聞いたのですけれども、その前に、私もこれおかしいなと思っていることが1つございまして、今、申立書を書けるのは弁護士さんと司法書士さんしかないのですよ。これなぜかというと、成年後見に限ったことではないのです。裁判所に出す書類は弁護士さんと司法書士さん以外は書い

てはいけないという法律があるのです。

だから、先ほど山崎委員がおっしゃっていた通り、成年後見は行政の仕事に近いのではないかという意味で、成年後見だけは例えば行政が書いてもいいよというような法律ができないと、今のままの法律では絶対にできないのです。我々行政書士さえ書けないのです。それはおかしいのではないかという話はしているのですよ。それを決めるのは国ですから、これはもう法律なので、今、成年後見に関する改善点というのは非常にたくさんあるので、いろんな会議が国で行われています。その中にでも、そういう提案をして、成年後見制度の申立てだけは、他の人でもいいですよと、どこかで決めてくれば、それ行政でもできるし、いろいろな方ができるようになるというように思っています。これはね、ちょっと一筋縄ではいかない。成年後見制度の法律とは別に裁判所に出す書類は2団体しかできないという法律ができてしまっているのです。これに我々はいつも縛られてしまっていて、我々が持っていくと、裁判所でなんで行政書士さんがこんなものを書けるのですかと言われてしまうぐらいのものなのです。

それともう1つ、中核機関の秋山さんが話さないで、私が言っているのかなと思っているのですが、申立書の書き方に関する指導、これはやりましょうよとずっと言っているのですよ。ただ、全部丸投げされて全部書くことはできませんよというのは今話した通りなのですね。それで、秋山さんの資料の9ページ目に、下の方の※印のところに、増加傾向にある申立て手続きの相談対応として、「ハンドブックの作成を検討」していると。ただ、これ8年度と書いてありますが、今、この数年、数年もないと思います、1年ぐらいで、成年後見に関する法律が大掛かりに変更される予定なのです。その時にどうなるかというのがあるので、ちょっとそれを見てから、もう1回検討した方がいいかなというように思っています。でも、申立てができるようになるかどうかというのは、成年後見とは全く別の法律なので、ちょっとそれも見ながら、ということですね。だから、ちょっと、そこは厄介なのです、成年後見制度そのものではない法律で縛られているという。法律っていろんなものが絡み合っているのです、そういうところ

を御理解いただければと思います。だから、書き方については中核機関に行って、ここが分からないからどうのこうのというのは、教えてもらえることになっているのですね。だから、全部やってくれというのは、ちょっと今は無理だけど、これをやってあれをやって、ここが分からないからどうしたらいいかと聞いて来るのは大丈夫ですので、是非、それを利用していただければと思います。

中山委員

ハンドブックを作成されるということなのですが、裁判所を出している、法務局を出している、いわゆるハンドブック、これはかなりそれを読んだだけでもある程度分かると思うのですけれども、それ以上にもっとかみ砕いたハンドブックを作ろうとされているわけですね。

境委員

裁判所ので分かりますか。

中山委員

だいたい分かると思うのですけれども。

境委員

そうですか。普通の人はいれ見て分からないからと相談に来るのですけれども。

社会福祉協議会（秋山）

ハンドブックにつきましては、この9ページにも書いてありますように、法律が大きく変わった8年度以降、今すぐというわけではありません。今言われていましたけれども、誰が読んでも分かるようなものを目指したいと思っています。まあ難しいことかなとは思いますがけれども。

会長（議長）

ありがとうございました。瀬戸委員、お願いします。

瀬戸委員

民生委員をやっております瀬戸です。先ほどからお話聞いていると、社会福祉士とか行政書士、そういう言葉をその民生委員自身がそれ知っている人あんまりいないのですね。ただ、そういう方をどこ

か後見人を探さなくてはというぐらいのことしか民生委員は分かりませんので、今お話しされていることを、まず住民の立場にいる民生委員は、包括と社協の中間組織に投げるのですね。そうすると、包括の方には社会福祉士の人もいますし、中間組織の方にもまると相談というのがあって、みんなが力を合わせて、今、水面下では少しずつ動いています、と私は思っています。それで、1人の人に対しての後見人には、行政も動いてくれていますし、みんながやるのですが、すごい時間がかかりますので、もうちょっとスピード感があるのもっといいなって思っているのですが、何しろ社会福祉士といわれても、知ってる人はあんまりいないと思うので、中間組織に流していくということをもうちょっと民生委員も分かれば、包括がすごい頑張っていますから、少しずつやっていただけるだろうと思いますし、さっきの1名の後見人の人は現実的にどんな仕事をして、今仕事をやっているのですかね。

社会福祉協議会（秋山）

身上保護ということで、その人の生活というか、生活全般ではないですが、生活をする上においてのお金の出し入れとか、あまり深くは言えませんがそんなイメージです。

瀬戸委員

私が今思うのは、そんな1名の後見人の人をもう少し増えてもらっていくと、私が関わっている15人のうち、4人ぐらいは認知になっていますから、東京からみんな来たり、いろいろやっていますけど、ご家族も。もうちょっと普及したらいいなというように私は思っています。

会長（議長）

ありがとうございました。中山委員の方から申立書の作成が進まないといったところが1つ、成年後見制度の利用が促進されない理由の1つだという問題提起をいただきました。それに対しては、士業団体のその役割みたいなどの説明をいただいて、どうしても制約があるという状況が御理解いただけたと思うのですが、その中で社協さんの方でもできる範囲の中で相談対応されているというところの御説明が

あったかと思います。なかなか難しいところなのだろうとは思いますが、それぞれの役割をちょっと意識しながら、皆さんやられているというところで、今日のところは御理解いただけるとありがたいですが、また何かあれば、また問題提起していただければと思います。

また、瀬戸委員の方から、何々士、何々士といわれても分からないという話、率直にその通りだと思いますので、また何か気になるところがあったら、どこに行けばいいというルートをもっと周知していただいて、それを受けたところが適宜振り分けをする、まあ、ノウハウを設ければいいのではないかと思ったりしたところです。そもそも、気付いて、どこに相談に行けばいいか分からないみたいな話も多いのではないかと思いますので、引き続き民生委員さん、ケアマネジャーさんとかですね、そういった方々とは太く連携を築いていければいいのかなと思いました。

少し視点を変えても結構ですので、質問などがあれば。

会長（議長）

押田委員お願いします。

押田委員

7 ページ目のこの相談のことで、不安・不満についてが、やっぱりこう相談が実際にあると思うのですよ。そこで、ここで見逃せないのは、後見人に対する不信感とか不満とかというのは、私ども後見人を行っている人間にとっても非常に微妙な問題であって、また、これがそのままいくと、これは御本人が勘違いしているケースも多々あって、ほぼ9割がそうではないかなという気がするのですけれども、真実がその1割ぐらい、後見人の態度が非常にまずいのではないかなというケースも中にはあるのではないかなと思うのですよ。そういう、もし話が出た場合、どのようにそれを、これを見ると傾聴して、助言をしてという形で、例えば、関係機関窓口の紹介、紹介はいいのですが、そっちに報告するとか、そういう形にしていかないと、なんかこういう問題が出ているよとか、分からないような気がするのですけれども、その辺はいかがですか。

社会福祉協議
会（秋山）

押田先生がおっしゃるとおり、件数こそは少ないのですけれども、これ重要な部分かなと思いますし、今、国の方で検討されている中核機関のあり方としても、こういう不安・不満を捉えて、それを是正していくような役割というのが、今後、重要視されていくのかなと、思っています。そんな中で、今、中核機関としてやれていることはそんなにないです。ただ、ここに書いてあるとおりで、本当に今付いている後見人さん等に対して、本当に不安があるのだったら、家庭裁判所に申し立てるとか、そういったことも1つの方法かなということで、議論させていただいていますけれども、あまり件数がないからといって、ほっとくわけにもいけないと思うので、今後、そういったことに対して、どういう経路で解決していくのか。まず、今現在は情報の蓄積をしておいて、ゆくゆくはそれが中核として何らかの方法で解決できるような方策などできたらなと。そこだけ、また皆さんに地域連携ネットワーク会議というのでできていますので、そういうネットワーク会議の中でも、今後協議できたらなと思っています。

押田委員

ありがとうございます。本当にそこは御苦労されているところではないかなと思っております。家庭裁判所にちょっと連絡を入れるということは、非常に御家族なんかにしてもハードルが高い話で、逆に中核機関だからこそ、そういう話が気軽にできるのではないかなと思うのですよ。そういう意味においても、中核機関というのはすごく大事な、わりと近い関係にある組織であって、士業ではない、やっぱり中核機関がその窓口になるというのは非常に重要な役割なものでございますので、是非今後、そういうことも意識して、運営されていっていただけたらと思っています。ありがとうございます。

会長（議長）

他にいかがでしょうか。今のお話に関連した御質問、御意見でも結構です。山崎委員、お願いします。

山崎委員

今の押田先生の御指摘を踏まえての話なのですけれども、多分現時点で後見人に対して何かその指導だとか、究極解任できるみたいな、

制度としてできるのは家庭裁判所だけなのです、法律上。だから、こういう苦情がありましたということを言う先は家庭裁判所なのだけれども、実際問題、家庭裁判所の書記官とかと話すときに、やっぱり親族からがんがん文句が来ているというのは、よく聞くのですよね。それで、対応を苦慮しているということもよく聞いていて、やっぱり後見人というのは、あくまでも本人の利益のために活動、被後見人のために活動していて、親族のために活動しているわけでは実はないのですね。だから、親族と本人との利益が対立するということが結構あるのですよ。そうなったときに、対立している親族は今までこうだったのにと、後見人に対して不満を言うということは、まあまああることで、そういうことをクレームとして家庭裁判所に言うってことも、まあまああるのですよ。基本的にそういう場合、家庭裁判所はそうすかで終わってしまうのです。ただ、押田先生がおっしゃるように、その中でも後見人の使い込みが疑われているとかね、何かそういうことがあるようであれば、基本的に家裁はすぐに動きます。やっぱりそれはなぜかという、それで本人の財産が流出してしまうと、基本的には家裁の責任になるので、監督してなかったということになってしまうから。だから、そういう部分、おそらく不平・不満の中には、後見人と親族との対立構造の中からの不平・不満もおそらく相当数はあるのだと思うのですけれども、その中でも一番は本人の財産が流出してしまっている可能性があるとか、あるいは本人の身上保護の観点から、その後見人のやり方がはたしていいのかという問題だとか、その辺はすごい大事な部分なので、そういうものについては、やっぱり聞いた場合には、家庭裁判所とか、本当にもう疑われるとかは警察とかそういう話になると思いますので、そういうところを適宜連絡するっていうのは、1つ方法としてあるかなと思います。

あともう1つは、各士業団体、これちょっと弁護士会以外の士業団体もあると思うのですが、各士業団体、多分まちまちというか、やっぱり監督権者がどこかという話になってくるので、司法書士会は監督権者はどこでしたか、法務省。

会長（議長）	司法書士自体はそうです。法務省。
山崎委員	懲戒とかはどうなっているのですか。法務省。
会長（議長）	法務省、はい。
山崎委員	行政書士はどうなっていますか。
境委員	行政書士はとりあえず神奈川県のコスモスが受けて、処分が必要な場合は全国のコスモス成年後見サポートセンターでやります。
山崎委員	社会福祉士さんの監督権者は厚労省ですか。
古澤委員	一応、厚労省だけど、そんな厳格なものはないですね。
境委員	苦情に関しては、我々のところは総務省なのですが、総務省が絡むことはまずありえません。神奈川県が責任官庁になりますね。
山崎委員	各士業団体には、多分それぞれに監督官庁があって、弁護士会は実はないんですよ。弁護士会は弁護士自治なので、弁護士会が独自に懲戒しているので、私であれば神奈川県弁護士会ないし日弁連という話になるのですけれども、なんかやっぱり各士業としての職務に何か疑問があるというような話であれば、多分、その各士業団体のなんていうのかな、苦情申出窓口なんかに相談したりとか、場合によっては懲戒請求をすとかという話に多分なってくると思うのです。多分、そういう窓口をお伝えしていくという形になるのかなと思います。
瀬戸委員	それがいいと思います。
境委員	そのとおりで、簡単なのでいいです。先ほどからおっしゃっているとおり、両方の意見を聞かないと、本当のことは分からないですよ。

不満を言ってくる人の方がおかしいことの方が多いです。どちらかというと、不満を言ってくる方が、なんだ、これはモンスタークレーマーだなということもかなりあります。だから、我々の場合は不満を申し立てた人と、実際の会員とですね、これは士業の場合だけですけれども、親族の場合はできないので困ってしまうのですけれども、両方から話を聞いて何が正しいか、それを全部調べて、会員の方からすべての資料を出させます。その資料をすべて我々が監査します。それで、全然問題なかったら、不満を申し立てた人の方に何が問題なのですかという話になります。それで、会員に問題があったら、これはもうすぐ処分に入ります。だから、士業の場合は士業の管理団体に申し込むのが一番です。ただ、中核機関の方も士業に対する苦情だったら、もう私に言ってくれば行政書士の方はすぐ動きます。だから、司法書士さんもそうでしたよね、確か。なんか苦情申し立てみたいのがありましたよね。

会長（議長）

おそらく、多くの士業団体、苦情を受け付ける窓口があると思います。司法書士、リーガルサポートの場合は苦情があるのであれば、苦情という形でちゃんとあげてくれということはアナウンスしています。なので、そうすれば、調査をしたりと、そういう動きをするのですけれども、ちょっと話が変わりますけれども、結局、そこまでいかない話というのも結構あると思うのですね。後見人さんがなんか微妙というか、うまく動いてくれないんだよね、みたいなところも多くあるのだと思いますので、その点で今本人の意思決定支援だとか、チーム支援だとかといったところの促進を図ろうという動きもありますので、中核機関の役割としては、各団体の苦情窓口を把握しておくといったところもそうだと思いますけれども、そういう地域づくりとか、組織づくりといったところも大きな役割なのかなと思っているところです。

山崎委員

すみません1点だけ、今の件ではなくて、ちょっとどうしても言いたいことがあります。

親族後見人からの相談がないということで、何かちょっと悩まれている様子が、この資料から見て取れたので、TOMONI のホームページを今見たのですけれども、多分、あれ見ても親族後見人来ないなと思いました。相談窓口とか相談フォームみたいなのところに、親族後見人が聞きそうなことが何にも書いてないから、多分例示としてその辺を挙げないと、ここに親族後見人が相談していいって思わないのではないかなと思いました。一応、そのトップのところに、相談窓口については、成年後見制度についての相談や説明、後見業務の困りごとに対する相談をやっていますよと書いてあるのだけれども、この後見業務の困りごとに対する相談という、この一文しかなくて、その後、よくある相談だと、要は後見の申立てどうしたらいいですかとか、相続どうしたらいいですかみたいなことが、例示として書いてあるから、多分、このホームページだけだと、つながらないのかなと。だから、手っ取り早くできるとしたら、この代表的な問い合わせみたいなところに、ちょっと作ってしまうことになるかもしれないですけども、後見業務でこういうこと困ってますみたいなものを入れたりとか、あとは家裁とかにパンフレットとかを親族後見人が付いた場合に渡してもらっているということの記載があったのですけれども、そこもこのホームページだと、同じようなことだとすると、多分親族後見人がここを見ても何だという話になってしまうと思うので、もし中核機関として、親族後見人に対する相談をもう少し広くやりたいなということであれば、やっぱりこのホームページの記載の工夫だとか、パンフレットの工夫をされた方がいいのかなと思いました。以上です。

会長（議長）

ありがとうございました。どうしてもということで、御発言いただきましたけれども、ちょっと時間の兼ね合いも出てきまして、さらにどうしてもということでしょうか。

境委員

ちょっと時間がかかりそうだったので、最後に回したのですが、今日はどうしても言いたいことが1つあったのですけれども、時間がないので端折って言っていきます。

中核機関さんは素晴らしい活動をしていて、すごいなというのは今日感じましたけれども、市民後見人さんをこういうふうに雇って、いろいろ活動してもらって、これ非常に素晴らしいなと思いました。私も知らなかったの。というのは、他の市で市民後見人選んでも、ほとんどみんな講義を受けただけで終わってしまう人がすごい多いのですね。それで、実際に後見受けようとする、ちょっと引いちゃって、怖がってしまっただけで辞めてしまうっていう人が多いのです。そうすると、いつの間にかせつかく受けた授業が無駄になってしまうので、これは非常にいい試みだなと思います。是非、続けていってください。

もう1つなのですが、地域連携ネットワーク会議を最近開いていて、各包括が開いてくれています。これ非常にいいなと思っています。それで、ちょっと最近もあったのですが、そこで、出席していて、皆さんの話の中で出て来たのが、いろんな地域の方たちが関わって20人ぐらいいたのかな、それに関わっていたのですが、一番困っていること、その人がSOSを出してくれたら、いつでも受けられると、いつでも受けられる体制が中核機関とか、市の方の活動のおかげでできてきた。ところが、SOSさえ出せない人がいると。そういう人たちはどうしたらいいのだという話が出たのですよ。ああ、そういえばそうだなという話があって、そのとき民生委員さん出ていたのですが、民生委員さんは、その地域に住んでいる全員の名簿を持っているのですね。

瀬戸委員

そこまで民生委員がやると民生委員のやり手がないので、持っている人は多いけど、知らない人は多いですね。名簿は持っていますよ。敬老会の名簿だから、75歳からの名簿は持っています。

境委員

民生委員にお願いしているわけではないのですよ。持っているでしょう。他に生活保護の課も出ていたのですが、生活保護の課の方も全員の名簿持っている。いろんなところに名簿あるのだけれども、個々に管理されているというのですね。これを何とかして、これ市に

頼んだ方がいいのか、中核機関に頼んだ方がいいのか、これをなんかうまく有機的に使って、SOSを出せないけど危なそうな人を見つけるシステムというのを作ることができないかなというのが、そのとき感じたのですけれども、ちょっと、また大変な仕事になってしまうとは思うのですけれども。

瀬戸委員

ちょっとそこだけいいですか。行政に代わって言わせてもらいますけど。

会長（議長）

瀬戸委員、お願いします。

瀬戸委員

生活保護の場合はケースワーカーが付いていますから、民生委員ではなくて、連携はケースワーカーと取れると思います。民生委員は敬老会の名簿は持っていますけれども、全員を調査というのはあまりなくて、私の場合だけ言わせてもらおうと、近所の人からいろいろ言われて、あっ、そうなのと包括に連絡するだけの役をやっているのですね。あまり民生委員がいろいろなことを知らないと、できないとなると仕事ができないので、包括がすごい一生懸命やっていますよ。中間組織が社協と。誰も言わないから言っときますけれど。

境委員

包括の方がすごい頑張っているというのは私も知っています。

境委員

それで、包括からの相談はたくさんあります。ただ、包括の方たちとも話していて、これだけみんな応援してくれる人がいるのだから、みんな利用してくれればいいのにねという話になって、ただ、SOSを自分で出せない人がいるということがあって、それを何とかする方法はないかなという話になって、そういう名簿があればいいなという話になって、民生委員さんがやれという話では全然ないです。

瀬戸委員

近所の人が言うてくるのですよ。

境委員

それだけならいいのですが、それでもまだ見つからない人がいる
ではないですか。そういう人たちを何かないのかなという、例えば、
私の住んでいる町では、大災害が起こったときに、この家にはこうい
う人がいますよという名簿があるのですよ。だから、まず最初にその
人のところ見に行けというのがあったり、何かそういうものを総まと
めにして、その地域の危ない人を集約できるシステムが作れないかな
とそう思います。

会長（議長）

ありがとうございます。事務局から今の点、お願いします。

福祉政策課長
（石井）

名簿についてですけれども、個人情報に当然なりますので、どうい
う目的で使うのかというところも整理したうえで、必要なものについ
ては行政としてお配りしています。今、瀬戸委員からお話があったよ
うに民生委員さんには75歳以上の方の見守りをさせていただいています
ので、そのためにお渡ししていて、1年間で返却していただくやり方
で、管理しながらお渡ししています。

それとあと、生活保護利用者の方についても、民生委員さんの方
にお渡しをされていて、日頃の活動の中で使用してくださいということ
で、お願いしてお渡しをしております。

それともう1つ、今お話しにありましたように、民生委員さんと地
域の自主防災組織、自治会になりますけれども、民生委員さんは守秘
義務を課されていますので、特に協定とかは結んでいないのですけれ
ども、自治会さんについては守秘義務は課されていない、任意団体で
すので、こちらについては市と協定を結んでいただいて、個人情報の
管理などの協定を結んでいただいた自治会さんには、災害時に要支援
者、避難するときに支援が必要な方の名簿を6月と12月に更新したも
のをお渡ししていて、管理をさせていただいているということになりま
す。こちらについては、日頃地域でどういう方々に支援が必要か、見
守りが必要かという方については、関係者の方にお任せしていますけ
れども、では、そこを皆さんに同じに共有していいかという話になる
と、そこはそれぞれ好き勝手にいいわけではないので、こっちもしっ

かり見守りながら、活かしていただくとういことで、今こちらとしてはそういうお渡しをしています。

それともう1つ、社協さんに市として委託をさせていただいていますが、地域福祉相談支援員というのを地域に配置して、地域のいろいろな活動団体の方々と連携を密にさせていただいた中で、この人ちょっと心配だよというようなところの情報をもらって、行政機関につなげている部分もありますので、そういったやり取りの中で、今、境委員がおっしゃられたところも、もう少しセーフティーネットの網が狭まっていくようなことについて、やってはいるのですが、まだまだというのは重々承知していますので、できるだけその網を今後狭めていくようなところは、また皆さんと意見交換させていただきながら、協議させていただきながら、どういう形が一番円滑にそういう方々を支援できるのかというのを検討してまいりたいと思います。

境委員

個人情報については、私も非常に重要だと思うので、難しいとは思いますが、私も一度どこかの人から言われて行ったら、もうベッドに寝たまま、1週間以上寝たままだったという人がいたりして、なんで見つからないの、こういう人がという経験をしたことがあるのですが、是非お願いします。

福祉政策課長
(石井)

あと1点、こちらとしては、孤独死をなくすということで、こちらの見守り協定というのを神奈川県と小田原市で結びまして、例えばコープさん、お弁当を配達している業者さんだったりとか、新聞を配達されている方とかと協定を結んで、ポストに新聞がたまっているということであれば、福祉政策課の方に連絡が入ります。関係機関と連絡して、関わりがない方であれば、福祉政策課の職員が行って、実際に何もなかったというケースもありますし、孤独死されていたというケースもありますけれども、そういった中では、事業者さんですとか、民生委員さんとかと情報を共有しながら、その方がどういう状況かということ把握しながら、そういった事業者の普通の事業の延長線の

中で、地域の見守りをしている部分もありますので、その辺も引き続き強化してまいりたいと思います。

境委員

是非、お願いいたします。

会長（議長）

ありがとうございました。恐れ入ります、時間の関係もありますけど、古澤委員。

古澤委員

先日の地域連携ネットワーク会議の際に、出席していた方は御存知だと思うのですが、小田原市立病院の相談員さんが、病状が安定したとのことで退院させたい、でも家に帰るのが難しい。それで、施設に移行したい。ただ、その施設が、その方は身寄りがない方で、後見人を付けないと受けてくれない施設が最近ちょっと多くなってきたというお話ありましたよね。

それで、それが有料老人ホームのお話なのか、ちょっとまだ分からないのですが、有料老人ホームだと結構お金かかるので、ある程度保険を取っておきたいという、後見人を付けて確実な支払いができるよというのとは分かるのですが、ただ、私も10年以上後見人をやらせていただいて、以前はまずお体は施設に落ち着いて、それから後見人を立てましょうかというケースがかなりありました。それが今なぜできないのかというのがあるのです。

そのために、病状が安定しているのに、病院に入院してしまっていると、社会的入院ですよ。こうなると、やはり地域の医療福祉に関しても弊害が出てくる。後見人という制度が皆さん認知されてきているので、多分、そういう知識を皆さん、施設の相談員さんも得ているからいいのですが、ちょっとそういう弊害が出てきているというのは、やっぱりちょっと今後問題なのではないかなと。これはもう地域のためにならないし、患者さんのためにもならないので、施設の指定は小田原市ではないので、県なのですから、保険者として、ちょっと施設の方々にそういう勧告というか、そういう促しというのですかね、別に後見人付いていなくても受けてくれませんかという、その

施設のスタンスもあるし、立場もあるので、そんな無理なことは言えないのは重々承知なのですけれど、ただ、やはりそれを慣行的に皆さんなってしまうと、やっぱり地域の医療福祉はかなりよくない状態。それで、一番被害を被るのはその患者さんですから、社会的入院が長引けば、もう廃用性症候群とか、もう体調はいいけど、ADLが下がってしまっているとか、多分、その辺が出てくるので、ちょっとそこから辺を保険者として、少し各施設にそういう話ができるような余白があれば、ちょっと検討していただければと思います。それはもちろん中核機関の方をお願いしたいのですけれども、そういう促しとか、もししていただければ、地域のためにいいのではないかと思います。お願いベースですので、無理のない程度でやっていただければと思うのですが。以上です。

近委員

私、所属が社会福祉法人永耕会で、主に知的障がいの方の御支援をしている施設から参っています。この地域で県西地区の知的障がい者の施設を運営している法人の団体の方の今回代表として来ていますので、その点については、他の施設、うちの施設も含めてですね、こういった入所の段階というのが、今どうなっているのかというのは、年度明けてから会議等ございますので、私の方でちょっと情報収集して皆様に共有させていただければと思っています。個々に聞くとなかなか大変だと思うので。

あとは、これ個別的なことなのですが、入所して、御本人さんプラスの財産をお預かりするということで、非常に県とかのいろんな監査の関係で、いろんなものが整っていないと、いろいろその法人としてもちょっと困ったなという事態、結局、その施設側、その法人側の事情で整えてから入ってくださいというところも、もしかしたらあるやもしれません。ですから、ただ今、古澤委員がおっしゃったことについては、しっかり課題感を持って、小さい団体ではありますが、ちょっと情報収集して提供したいと思っております。お時間ないところありがとうございます。

会長（議長）	事務局からいかがでしょうか。
高齢介護課長 （大野）	古澤委員がおっしゃったことはもっともで、やはり病院に入院する必要性がない方がいっぱい入院してしまうと、本来入院すべき方が入院できないという医療のバランスに支障が生じますので、これは大きな問題だと思います。一方で、施設側としては契約行為ということですので、ちゃんと契約できる方、成年後見人を立ててくださいという立場も十分分かるかと思います。ですので、ちょっと持ち帰るような形で申し訳ないですけども、今、近委員がおっしゃっていただいたような資料をいただいて、それからこちらの方も、どういった形がいいのかというのを判断していきたいと思います。特に有料老人ホームの方は、なかなか市の目が届きにくいところがありますので、具体的な事象をこちらの方で把握しながら、必要な対応をしていきたいと思っています。以上です。
会長（議長）	ありがとうございました。それでは、時間も過ぎてしまいました。議題についてはここで切らせていただきまして、報告事項のエ「おだわら成年後見支援センターTOMONI（ともに）の運営状況等について」を終わらせていただきます。 次に、議事事項の（２）「その他」ですが、時間の兼ね合いもありますけど、是非この場で成年後見制度の利用促進に関して、情報共有や情報提供をしたいことなどがありましたら、御発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。
会長（議長）	境委員、お願いします。
境委員	包括の社会福祉士会の多業種交流会は、毎年やるのですが、参考になるのですが、その後に「オーマイ」という小田原と箱根と湯河原と真鶴、この社会福祉士会の協議会があったのです。そこに私呼ばれたのですが、非常にいいなと思って。小田原これすごい進んでいるのでいいのですが、箱根、湯河原、真鶴が、皆さん、自分た

ちも承知していましたが、遅れているという認識がすごく強いのですよ。是非、地域のトップリーダーとして、小田原市さんの方で関係ないと言われてしまうとそれまでなのですが、何とか配慮していただいたらどうかと思いますけれども。

高齢介護課長
(大野)

今、境委員からお話がありました「オーマイ」というのは、「ケアネットOHMY」という団体で、ケアマネジャーさんですね。小田原と箱根と湯河原と真鶴のケアマネジャーさんが集まった団体で、こちらとしても共同で研修をやったり、勉強会をやったりということで、我々としても協力しながらやっている団体です。やっぱり「ケアネットOHMY」の団体が独自に情報を持っていると、我々もそれを活用しながら事業をしていくということもありますので、今後も協力しながらやって行きたいと思います。

会長（議長）

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

それでは、御発言もないようですので、議事事項の（２）「その他」を終わります。

次に、次第の３「次回会議の日程等について」事務局から説明をお願いいたします。

福祉政策課係
長（松本）

はい。それでは、２点ほど御連絡をさせていただきます。

まず、来年度の第１回の本会議の開催日程なのですけれども、８月の最終週を目安に開催する予定でございます。また、具体の開催日につきましては、会場の手配等ができましたら、改めて通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。

２点目ですが、本日の会議に御出席いただきました委員報酬につきましては、おおむね１か月以内に御指定の口座へお振込みする予定でございますが、振込日の通知のお知らせはいたしませんので、必要に応じて御記帳していただいて御確認いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会長（議長）	ありがとうございました。只今の説明につきまして御質問等がありましたら、挙手をお願いいたします。山崎委員、お願いします。
山崎委員	お願いの話なのですがすけれども、もう少し案内通知を早めに送っていただきたいというか、毎回結構ぎりぎりというかですね、今回3月28日が3月4日付けで来たのですがすけれども、できれば、私たち士業は特にそうなのですがすけれども、結構1か月前にどんどん予定が入ってしまうので、2か月前ぐらいにいただけるとだいたい調整はきくかなと思うのです。毎回、これで苦勞してしまうので、できればちょっと早めに案内文をいただければ助かります。以上です。
会長（議長）	よろしくお願いします。
境委員	あんまり早いと忘れてしまう。
山崎委員	今回も3月の末に何かあると、何か聞いていたなと思いながら、2月が終わっても何も連絡が来ないから、あれいつなのだろうと。なかなか3月の末、怖くて予定をあまり入れられないので、お願いします。
会長（議長）	他にいかがでしょうか。 それでは、次第の3「次回会議の日程等について」を終わります。 以上で、本日の日程はすべて終了となります。 皆様の御協力によりまして、活発な御意見、御議論をいただいたところかなと思います。この場をお借りしてお礼を申し上げます。 それでは、只今をもちまして、「令和6年度第2回小田原市成年後見制度利用促進審議会」を閉会といたします。 皆様、お疲れさまでした。
一同	ありがとうございました。お疲れ様でした。